

# 第4章 推進体制と進行管理

## 1 推進体制

計画に位置づけられた事業を所管する庁内の消費者行政関係課室長で構成する愛知県消費者行政推進会議において、計画の進捗状況や消費生活に関する問題解決のための情報交換を行い、消費者施策の計画的・効率的な推進を図ります。

また、県内市町村の消費者行政担当課で構成する愛知県消費者行政連絡協議会を開催し消費者問題に関する情報の共有に努め、市町村と一体となって消費者行政を推進します。

## 2 消費者団体、事業者団体等との連携・協働

消費者の利益を守り、向上させることなどを目的として活動する消費者団体は、本県の消費者行政の推進に大きな役割を担っています。

また、事業者団体においては、苦情処理窓口の充実や消費者への積極的な情報提供、消費者教育など、自主的な取組を行っています。

県は、これらの団体等と連携・協働して、消費者行政を効果的・効率的に推進します。

## 3 進行管理

消費者行政の推進を図り、進捗状況を把握するため、別表のとおり数値目標等を設定します。

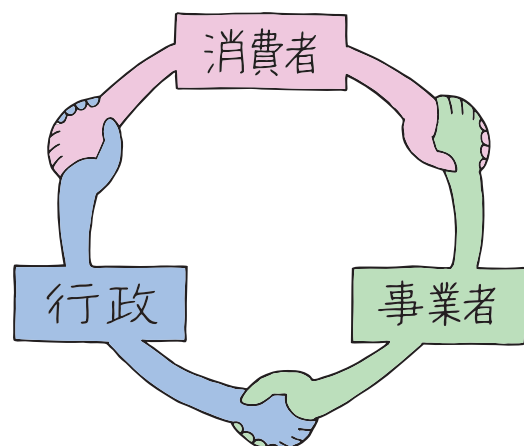
数値目標等や施策実施の状況については、毎年度、愛知県消費生活審議会へ報告し、確認・評価を受けるとともに、その結果の施策への反映に努めます。

## 4 諸情勢の変化に伴う計画の見直し

消費者を取り巻く状況の変化や国の動向などを見極め、迅速かつ効果的な施策の推進を図るため、必要がある場合は、審議会の意見を踏まえて、計画の見直しを行います。

## 5 県民への情報提供

計画について県民への周知を図るとともに、毎年度、計画の進捗状況を県ホームページにおいて公表します。



(別表) あいち消費者安心プラン 2019 数値目標等

| 目 標                       | 数値目標等                             |            |                 |
|---------------------------|-----------------------------------|------------|-----------------|
|                           | 項 目                               | 現状 (25 年度) | 目標 (31 年度)      |
| 1<br>消費者被害の救済・<br>未然防止の強化 | 消費生活相談あっせん解決率                     | 88.9%      | 95%             |
|                           | 市町村消費生活センターの設置率                   |            |                 |
|                           | ①人口5万人以上の市町                       | ① 23.5%    | ① 100%          |
|                           | ②人口5万人未満の市町村                      | ② 0%       | ② 70% 以上        |
|                           | 消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの人口カバー率 | －          | 85% 以上          |
|                           | 悪質事業者に対する厳正な法執行                   | －          | 適正に実施           |
| 2<br>主体性のある消費者<br>の育成     | 指導者向け消費者教育講座の受講者数                 | 606人       | 1,000人<br>(毎年度) |
|                           | 「消費者教育担い手(団体等)リスト」の登録件数           | －          | 100件以上          |
|                           | ホームページ「あいち暮らしWEB」へのアクセス件数         | 331,541件   | 400,000件        |
|                           | 消費生活情報に関するメールマガジンの登録件数            | －          | 1,500件          |
|                           | 消費者市民講座、講演会等への参加者数                | 2,046人     | 10,000人         |
| 3<br>消費生活の安全・<br>安心の確保    | 「愛知県HACCP導入施設認定制度」に基づく新規認定施設数     | 90施設       | 5施設<br>(毎年度)    |
|                           | 消費生活用製品安全法に基づく立入検査数               | 41件        | 40件<br>(毎年度)    |
|                           | 消費者事故の未然防止に向けた情報発信回数              | 33回        | 50回以上           |

# 具体的施策一覧

(担当課室は、平成27年4月1日現在)

## 目標 1 消費者被害の救済・未然防止の強化

### 取組 1 地域の消費者問題解決力強化に向けた相談体制の構築

#### (1) 県の消費生活相談体制の集約・機能強化〈愛知県消費生活総合センターの設置〉

| 番号 | 具体的施策                 | 施策の内容  | 担当課室  |
|----|-----------------------|--|-------|
| 1  | 愛知県消費生活総合センターの設置      | <p>消費生活相談、旅券発給等の総合窓口機能を有する県内8か所の「県民生活プラザ」を再編し、消費生活相談の専門窓口として平成27年度に「愛知県消費生活総合センター」を設置し、センター・オブ・センターズとして機能強化します。</p> <p>主な内容として、県の相談対応機能の高度化を図るとともに、市町村の消費生活センター等への支援を充実・強化します。また、県内の消費生活相談情報の一元的集約、分析、情報提供機能を強化して県民への適切な情報提供を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。このほか、地域における高齢者等の見守りネットワーク等の拡大に向けた地域団体等との連携協力のコーディネートや、消費者教育・啓発の拠点としての機能を充実・強化します。</p> <p>県内8か所の「県民生活プラザ」内にある消費生活相談窓口は、平成31年3月末までに消費生活総合センター1か所に集約し、中核的相談機関として一層の機能強化を図っていきます。</p> | 県民生活課 |
| 2  | 専門分野チームの設置            | <p>広域性・専門性の高い相談に的確に対応するため、情報通信等の消費生活の専門分野について、消費生活相談員が継続的に調査研究する「専門分野チーム」を新設します。</p>   | 県民生活課 |
|    | 「消費者あんしんサポートあいち」の体制構築 | <p>困難事案の早期解決と相談対応力の強化・向上を図るため、愛知県弁護士会との連携体制(消費者あんしんサポートあいち)を構築し、専門的観点から迅速な解決案の提示を行うとともに、困難事案解決に向けた実践的な調査研究を実施します。</p>  |       |
|    | 消費者行政アドバイザーの設置        | <p>「専門分野チーム」や「消費者あんしんサポートあいち」の運営などの消費生活相談関係業務のほか、消費者教育、事業者指導等の取組を的確に行うにあたり、各分野の専門家による指導、助言等を受けるための「消費者行政アドバイザー」を設置します。</p>   |       |
|    | 土日の相談体制の強化            | <p>土日に相談窓口を開設していない市町村を補完するとともに、緊急時の相談対応の充実を図るため、土日に勤務する消費生活相談員の体制を、平日と同水準の体制に強化します。</p>  |       |

| 番号 | 具体的施策         | 施策の内容   | 担当課室  |
|----|---------------|---|-------|
| 2  | 消費生活相談員の研修の充実 | 消費生活に関する最新の知識・ノウハウを習得するなど、相談員の資質の向上を図るため、国民生活センター等の専門機関が実施する研修を受講させるとともに、事業者団体や有識者を講師とするレベルアップ研修、多重債務相談研修などの専門研修を実施します。 | 県民生活課 |
|    | 消費生活相談員の処遇改善  | 被害救済の第一線において重要な役割を担う消費生活相談員について、必要な処遇改善を適時検討・実施することにより、相談対応力の一層の強化を図ります。  |       |

## (2) 市町村における消費生活センターの設立促進

| 番号 | 具体的施策                    | 施策の内容  | 担当課室  |
|----|--------------------------|--|-------|
| 3  | 市町村における消費生活センターの設立促進     | 「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備」という国の地方消費者行政強化作戦が策定されるとともに、市町村の消費生活センターに対して、地域における高齢者等の見守り機能や、消費者教育の拠点としての役割が期待されていることを踏まえ、県内市町村に消費生活センター設置を呼びかけ、地方消費者行政強化作戦における当面の政策目標の達成を目指します。 | 県民生活課 |
| 4  | 消費生活相談を担う人材の育成・確保及び情報提供  | 市町村の相談体制の強化に向けては、担い手である消費生活相談員の育成・確保が大きな課題となります。このため、市町村の採用計画を把握しながら、消費生活相談員養成研修の計画的な実施を図るとともに消費生活センターへの就業を希望する有資格者を登録する人材バンクを創設し、人材情報の提供に努めます。                                    | 県民生活課 |
| 5  | 消費生活相談体制等充実・強化に関する研究会の開催 | 市町村の消費生活相談窓口は、住民に身近な相談窓口として、市町村の総合力を活かした被害救済・未然防止の役割、高齢者等の見守りネットワークの中で果たす役割や、消費者教育の拠点としての役割が期待されていることから、消費生活センターの設置等、消費生活相談窓口の充実・強化に向けて、先進的な取組について情報の共有等を図るための研究会を開催します。           | 県民生活課 |

### (3) 市町村との連携及び支援

| 番号 | 具体的施策                     | 施策の内容   | 担当課室  |
|----|---------------------------|---|-------|
| 6  | 市町村の相談処理に係る支援             | <p>市町村ホットライン(市町村専用回線)を開設し、市町村の消費生活相談員等からの問い合わせに対して、消費生活相談アドバイザー等が助言するとともに、市町村職員向けの相談処理簡易マニュアルを作成・配付するなど、市町村における相談処理の適正化・円滑化に向けた協力・支援を行います。</p> <p>また、市町村において対応が困難な広域性・専門性の高い相談については、必要に応じて県が移送を受けて処理するとともに、市町村との共同によるあっせんを行います。</p>                   | 県民生活課 |
| 7  | 消費生活相談員等研修の充実・強化          | <p>市町村の新任消費生活相談員等を対象とした県の窓口における実践研修(OJT)を実施するとともに、県の消費生活相談員が市町村へ出向き直接助言等を行う巡回指導を実施し、市町村における相談処理を支援します。</p> <p>また、県の専門分野チームの活動で得たノウハウ・知識を広く共有し、市町村の相談業務に活かすことができるよう、専門分野チーム・フィードバック研修を実施するほか、各分野の専門家を講師に招いたレベルアップ研修、多重債務相談研修などを通じて、相談対応力の向上を支援します。</p> | 県民生活課 |
| 8  | 多重債務者無料巡回相談の実施            | <p>市町村における多重債務相談体制の充実・強化を支援するため、県と市町村、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会が連携して、市町村の依頼に応じた無料巡回法律相談を実施します。</p>  | 県民生活課 |
| 9  | 県内の消費生活相談情報の一元的集約、分析、情報提供 | <p>消費生活総合センター及び市町村の消費生活センターに寄せられた相談情報について、市町村のPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の導入状況を踏まえながら、県が一元的に集約し、相談内容を分析するとともに、県民に適切な情報提供を行い、消費者被害の一層の未然防止・拡大防止を図ります。</p> <p>消費生活総合センターで一元的に集約・分析した相談情報は県の消費者施策の企画・立案等にも活用し、消費者問題解決力の高い地域づくりにつなげていきます。</p>             | 県民生活課 |
| 10 | 消費者行政連絡協議会による連携           | <p>県と市町村で構成する「愛知県消費者行政連絡協議会」を開催し、情報の共有に努めるとともに緊密な連携を図り、地域全体で消費者問題の解決に取り組みます。</p>  | 県民生活課 |

## 取組2 高齢者等を消費者被害から守る取組の推進

| 番号 | 具体的施策                       | 施策の内容   | 担当課室                          |
|----|-----------------------------|---|-------------------------------|
| 11 | 消費生活相談<br>サポーターの活動<br>支援    | 地域における高齢者等の見守りや相談窓口への誘導等の取組を促進するため、県が養成した「消費生活相談サポーター」に対し、継続的に研修を実施するとともに、啓発資料の配付や情報提供などを行います。  | 県民生活課                         |
| 12 | 愛知県消費者安全<br>確保地域協議会の<br>設置  | 国、県、市町村、警察、福祉関係者等で組織する愛知県消費者安全確保地域協議会を設置し、高齢者等を消費者被害から守る取組を行うための情報交換・協議を行うとともに、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置促進など、地域の見守り活動の拡大を図ります。   | 県民生活課                         |
| 13 | 地域における高齢<br>者等の見守り活動<br>の拡大 | 高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、県及び市町村の福祉部門において推進する「高齢者等見守りネットワーク」の構築及び体制の充実強化に向けた取組と連携し、市町村における消費者安全確保地域協議会等の設置を働きかけ、高齢者等の消費者被害の救済・未然防止に向けた地域の見守り活動の拡大を図ります。                      | 県民生活課<br>医療福祉計画課<br>地域包括ケア推進室 |
| 14 | 特殊詐欺対策の<br>推進               | 特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者に対し、犯罪の手口やその対策について周知を図るため、四季の安全なまちづくり県民運動の重点項目の一つに特殊詐欺の被害防止を掲げ、市町村、防犯協会、事業者団体等と連携した広報啓発を実施します。<br>その他、広報誌、ホームページ等の各種広報媒体の活用や、高齢者が集まりやすい場での広報啓発を実施します。 | 地域安全課                         |
| 15 |                             | 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を防止するため、県民からの相談受理、被害実態や未然防止対策についての情報発信、関係業界団体への働きかけ、広報啓発を実施します。   | (警察本部)<br>生活安全総務課             |
| 16 | 外国人への支援                     | 外国人が日本社会の中で安心して生活できるよう、(公財)愛知県国際交流協会において、多文化ソーシャルワーカーが様々な相談に応じるとともに、複雑な問題については継続的な個別支援を行います。<br>(5言語(ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・日本語)に対応)                                     | 社会活動推進課<br>多文化共推進室            |

### 取組3 悪質事業者に対する厳正な処分

| 番号 | 具体的施策            | 施策の内容   | 担当課室  |
|----|------------------|---|-------|
| 17 | 綿密な調査と厳正な処分      | 消費生活相談において、詳細な内容の把握に努めるとともに、不当な取引行為を行う事業者の実態を明らかにするため、適正に消費者から聴取を行い、証言や物証を入手します。<br>また、法律や条例に基づく立入調査や報告聴取制度などを活用して、消費者の証言等を裏付ける資料を収集します。<br>さらに、処分の根拠となる法の解釈等について、弁護士等の専門家や国からの助言を受けつつ、厳正な処分を実施します。 | 県民生活課 |
| 18 | 特定商取引法執行関係機関との連携 | 経済産業省中部経済産業局、愛知県警察本部及び名古屋市との連絡会議を開催し、悪質事業者についての情報交換を行うとともに、消費者庁から法解釈や全国の執行事例についての情報を収集します。  | 県民生活課 |
| 19 | 近隣県等と連携した調査・処分   | 愛知、静岡、岐阜、三重の東海4県で、会議を開催し、悪質事業者に関する情報交換等を行うなど、緊密な連携を図るとともに、合同調査や同時の行政処分を実施します。<br>また、被害情報に類似性がある他の都道府県とも必要に応じて連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。  | 県民生活課 |

### 取組4 被害防止に向けた事業者指導及び関係機関との連携

| 番号 | 具体的施策              | 施策の内容   | 担当課室  |
|----|--------------------|---|-------|
| 20 | 不当な取引行為に係る事業者指導の実施 | 不当な取引行為を行っている疑いがある事業者に対し、速やかに業務の改善を指導することで、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。  | 県民生活課 |
| 21 | 条例に基づく事業者名の公表      | 不当請求や架空請求など、短期間に被害が拡大すると見込まれる場合は、事業者名を速やかに公表し、消費者に注意喚起を図ることで、新たな被害の発生を防止します。  | 県民生活課 |
| 22 | 取締り・指導監督機関等との連携    | 消費生活総合センター等で受け付けた、詐欺的な商法や美容医療、医薬品、化粧品の問題商法・健康被害等に関する相談については、警察及び監督官庁に定期及び随時に情報提供を行い、迅速かつ的確な事業者の取締り・指導監督等の取組につなげます。<br>なお、情報の提供に当たっては、個人情報保護に配慮します。<br>庁内連携については愛知県消費者行政推進会議を、他機関連携については個別分野の会議体等を活用し、情報交換を行います。 | 県民生活課 |
| 23 | 適格消費者団体との連携        | 差止請求権を有する適格消費者団体から情報提供の依頼があった場合、消費者被害の未然防止と迅速な救済を図るため、迅速かつ適切な対応を行います。<br>また、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に基づく「特定適格消費者団体」の認定状況を注視し、連携策を検討していきます。  | 県民生活課 |

| 番号 | 具体的施策                  | 施策の内容   | 担当課室  |
|----|------------------------|---|-------|
| 24 | 多重債務問題に関する講師派遣         | 多重債務者の発見と相談窓口への誘導を図るため、税金等の滞納者と直接接する機会のある職員等が出席する会議や研修に、多重債務問題に関する講師を派遣します。   | 県民生活課 |
| 25 | 愛知県弁護士会やヤミ金被害対策チームとの連携 | 愛知県弁護士会のヤミ金被害対策チームと連携して、ヤミ金被害に関する情報交換を行い、適切な相談対応や消費者への情報提供・啓発を行います。   | 県民生活課 |
| 26 | 広告表示に係る関係機関との協力体制の強化   | 景品表示法、食品表示法、J A S 法、食品衛生法、健康増進法、医薬品医療機器等法などの表示関係法規を所管する国の機関や本県の所管部局と連携を図り、情報交換や合同調査を実施して、不適正な広告表示等を行う事業者に対する指導・処分を行います。                                     | 県民生活課 |
| 27 | 広告表示適正化のための近隣県等との連携    | 愛知、静岡、岐阜、三重の東海4県で、会議を開催し、事例検討や情報交換を行い、必要に応じて合同での監視や指導、同時の行政処分を実施します。<br>また、広域的に不適正な広告表示を行う事業者に対しては、東京都を中心とした「5都県広告表示等適正化推進協議会」など、他の地域の広域連携組織とも連携して対応していきます。 | 県民生活課 |

## 取組5 事業者や事業者団体における自主的な取組の支援

| 番号 | 具体的施策           | 施策の内容  | 担当課室  |
|----|-----------------|--|-------|
| 28 | 自主来庁事業者に対する情報提供 | 自らの取引行為に関して、法令上の問題点を把握し改善を行うことを目的として来庁した事業者に対して、相談情報を提供し、法令遵守について指導を行います。<br>さらに、来庁した信用供与事業者、コンサルタント業務受託事業者に対しても、加盟店等の相談情報を提供し、指導、監督を依頼します。  | 県民生活課 |
| 29 | 景品表示法の趣旨、内容の周知  | 事業者から寄せられる表示についての相談に対し、景品表示法の趣旨、内容、留意点などを丁寧に説明し、適切な表示が行われるよう助言を行います。<br>また、景品表示法や国の作成するガイドライン、Q&A等について、WEBページなどで周知を図るとともに、勉強会の開催を希望する事業者、事業者団体に対しては、資料の提供や講師の派遣を行います。<br>さらに、J A S 法等の表示関係法規を所管する部局と連携して店舗などを訪問し、パンフレットやチラシを活用しながら景品表示法についての周知を図ります。 | 県民生活課 |



## 目標 2 主体性のある消費者の育成

### 取組 1 様々な場における体系的な消費者教育の推進

#### (1) 学校教育における消費者教育の推進

| 番号 | 具体的施策                | 施策の内容  | 担当課室                      |
|----|----------------------|--|---------------------------|
| 30 | 学習指導要領に基づく消費者教育の推進   | 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や特性に応じた消費者教育を、小・中・高等学校等の各教科において推進し、自立した消費者の育成に取り組みます。<br>なお、環境教育、食育、国際理解教育、金融経済教育、情報教育その他の消費生活に関する教育と連携して、消費者教育を推進します。 | 高等学校教育課<br>義務教育課          |
| 31 | 消費者教育研究校の指定          | 消費者教育研究校(高等学校)を指定し、消費者教育の実践例(指導案、ワークシート等)を蓄積し、他の学校における活用を図ります。<br>また、中学校においても、消費者教育の実践例の蓄積を図ります。   | 県民生活課<br>高等学校教育課<br>義務教育課 |
| 32 | 小・中・高等学校における消費者教育の支援 | ホームページ「あいち暮らしWEB」を活用した学校職員向け学習コンテンツの提供や、消費者教育の専門家の派遣などを通じて、学校における消費者教育を支援します。  | 県民生活課                     |
| 33 | 大学等における消費者教育の支援      | 消費者教育の専門家の派遣や、ホームページ「あいち暮らしWEB」による若者向け消費者情報の発信などにより、大学等における消費者教育を支援します。  | 県民生活課                     |
| 34 | 若年消費者教育研究会の開催        | 公立学校長、学識経験者、関係行政関係者を構成員とする「若年消費者教育研究会」を開催し、学校における消費者教育を支援していくための方策を連携して検討し、効果的な消費者教育の推進を図ります。  | 県民生活課<br>高等学校教育課<br>義務教育課 |

#### (2) 地域社会における消費者教育の推進

| 番号 | 具体的施策                       | 施策の内容  | 担当課室  |
|----|-----------------------------|--|-------|
| 35 | 消費生活総合センターの消費者教育の拠点としての機能強化 | 消費生活総合センターを消費生活相談だけでなく、いわば消費者教育センターとしても位置付けて、消費者教育に関する情報の収集・発信、消費者教育教材等の作成・提供、消費者教育に関わる人材の育成、消費者教育を行う多様な主体の連携に向けた支援など、消費者教育の拠点としての機能のさらなる強化を図ります。<br>また、地域における消費者教育は、住民に身近な市町村の役割が重要になることから、市町村の消費生活センター等における消費者教育の取組を支援します。 | 県民生活課 |
| 36 | 地域、家庭、職域等における消費者教育の支援       | 社会教育施設、学校における保護者会、事業者の行う社員研修などへの消費者教育の専門家の派遣、消費生活情報紙の作成・配布、ホームページ「あいち暮らしWEB」による消費生活情報の発信などにより、地域、家庭、職場等における消費者教育の推進を図ります。  | 県民生活課 |

## 取組2 消費者教育の人材(担い手)の育成

### (1) 教職員の指導力向上

| 番号 | 具体的施策             | 施策の内容   | 担当課室                      |
|----|-------------------|---|---------------------------|
| 37 | 教職員向け研修の実施        | 消費者教育に関わる教育研究会等を開催するとともに、必要に応じて消費者教育の専門家を活用します。   | 県民生活課<br>高等学校教育課<br>義務教育課 |
| 38 | 教員向け消費者教育情報提供紙の作成 | 公立学校教諭、関係行政機関で構成する「教員情報提供紙ワーキンググループ」の協力を得ながら、消費者教育に関する先進的な取組や効果的な指導方法・教材の紹介、若者に多い消費者トラブル情報など、学校における消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育レポート」として発行します。 | 県民生活課<br>高等学校教育課<br>義務教育課 |

### (2) 地域人材の育成

| 番号 | 具体的施策                        | 施策の内容   | 担当課室  |
|----|------------------------------|---|-------|
| 39 | 消費者教育の担い手となる人材の育成            | 専門的な知識及び経験を有する消費生活相談員が、その経験を踏まえて消費者教育を推進していくことは、消費者に必要な知識を伝えていく上で効果的です。このため、消費生活相談員を消費者教育の担い手として養成するために必要となる研修の実施や研修への参加支援を行います。                    | 県民生活課 |
| 40 | 消費生活モニターの消費者市民社会の担い手としての育成   | 消費生活モニターが、モニターとして学んだ知識や経験を活かし、消費者市民社会の担い手として公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することができる人材となれるよう、消費生活に関する最新の情報を学習する機会を提供します。                                       | 県民生活課 |
| 41 | 消費生活相談サポーターの活動支援(再掲)         | 地域における高齢者等の見守りや相談窓口への誘導等の取組を促進するため、県が養成した「消費生活相談サポーター」に対し、継続的に研修を実施するとともに、啓発資料の配付や情報提供などを行います。  | 県民生活課 |
| 42 | 消費者教育の調整役(コーディネーター)の育成に向けた検討 | どこに住んでいても消費者教育を受けられるようにするため、地域における多様な活動主体、とりわけ消費者教育の担い手と受け手のつなぎ役となる人材(コーディネーター)の仕組みや育成の方法等について検討します。  | 県民生活課 |
| 43 | 女性団体活動促進事業による消費者教育の担い手の育成    | 持続可能な社会をつくり「新しい公」を形成することを目的とした女性団体活動促進事業を、女性の社会教育関係団体に委託し、各地域で食の安全、3R等の消費者問題を含めた現代的な課題を解決するための社会教育活動の研究、実践を行い、その成果を発表することにより、社会における消費者教育の担い手を育成します。 | 生涯学習課 |

### 取組3 多様な主体との連携

| 番号 | 具体的施策                      | 施策の内容  | 担当課室  |
|----|----------------------------|--|-------|
| 44 | 消費者団体、事業者・事業者団体、NPO等との連携支援 | 地域における消費者教育の取組を、「消費者教育の体系イメージマップ」の対象領域・年代別に調査し、県内における消費者教育の現状を把握するとともに、多様な主体が連携して効果的に消費者教育が展開できるよう、その成果を啓発資料やホームページ「あいち暮らしWEB」に掲載して、情報を共有していきます。 | 県民生活課 |
| 45 | 消費者団体の活動・交流への支援            | 地域において、消費者教育や消費生活の向上のため、自主的に様々な取組を行っている消費者団体が、これまで培ってきた知識や経験を活かして県民に対する啓発や消費者教育が実施されるよう消費者団体の活動・交流を支援します。  | 県民生活課 |
| 46 | 愛知県消費者教育推進地域協議会の開催         | 愛知県消費生活審議会を「愛知県消費者教育推進地域協議会」として位置づけ、消費者教育を体系的、効果的に推進するための情報交換及び調整を行うとともに、消費者教育推進計画に位置づけられた施策の実施状況の検証・評価、計画の見直しについての意見を聴きます。                      | 県民生活課 |

### 取組4 消費者被害防止のための啓発と情報発信

| 番号 | 具体的施策                         | 施策の内容  | 担当課室  |
|----|-------------------------------|--|-------|
| 47 | 消費者被害未然防止啓発紙等の発行              | 県民から寄せられる消費生活相談の傾向を分析した「あいちクリオ通信」及び消費者市民社会等について理解を深める「あいち暮らしっく」を発行し、広く県民への情報提供を行います。   | 県民生活課 |
| 48 | 若者向け・高齢者向け消費者被害防止啓発事業の実施      | 若者や高齢者に対して、被害の未然防止の注意喚起を促すとともに、「消費者市民社会」への理解と関心を深めてもらうため、啓発事業を実施します。   | 県民生活課 |
| 49 | ホームページ、SNS等を活用した情報発信の充実       | ホームページ「あいち暮らしWEB」により、消費生活情報を総合的に提供するとともに、フェイスブックやツイッターなどのSNSやメールマガジン等を活用し、緊急性の高い情報を速やかに提供するなど、情報発信の充実を図ります。  | 県民生活課 |
| 50 | 県内の消費生活相談情報の一元的集約、分析、情報提供（再掲） | 消費生活総合センター及び市町村の消費生活センターに寄せられた相談情報について、市町村のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）の導入状況を踏まえながら、県が一元的に集約し、相談内容を分析するとともに、県民に適切な情報提供を行い、消費者被害の一層の未然防止・拡大防止を図ります。<br>消費生活総合センターで一元的に集約・分析した相談情報は県の消費者施策の企画・立案等にも活用し、消費者問題解決力の高い地域づくりにつなげていきます。 | 県民生活課 |

| 番号 | 具体的施策                  | 施策の内容   | 担当課室        |
|----|------------------------|---|-------------|
| 51 | 食の安全に関する知識の普及          | <p>県民の食の安全に対する不安を解消するため、WEBページ「食の安全・安心情報サービス」の充実とともに、「食の総合相談窓口」専用ダイヤルにより相談を受けます。</p> <p>また、食の安全・安心に関する知識を習得するための講習会等を実施します。</p>   | 生活衛生課       |
| 52 | 医薬品のインターネット販売に関する周知・啓発 | <p>消費者に対して、インターネットを使って医薬品を購入する際のポイント等を周知するため、ホームページの作成、県政お届け講座その他講習会並びに保健所等の窓口における啓発のほか、「薬と健康の週間」等において愛知県薬剤師会と連携して啓発を図ります。</p>  | 医薬安全課       |
| 53 | 介護サービス情報の提供            | <p>介護保険制度は、利用者自らが事業所を選択・決定する仕組みであることから、毎年度「愛知県介護サービス情報公表計画」を定め、利用者が事業所の選択に必要な情報を、事業所から報告された情報を基にWEBページ「愛知県介護サービス情報公表システム」において提供します。</p> <p>また、事業所に対して介護サービスの情報を報告するように、事業者講習会などで積極的に働きかけます。</p> | 高齢福祉課       |
| 54 | 宅地・建物の取引に関する知識の啓発      | <p>消費者が宅地や建物を求める際、留意しなければならない事項を解説した冊子「不動産売買の手引」及び「住宅賃貸借(借家)契約の手引」を消費生活総合センターや市町村の窓口等を通じて県民に配布し、取引の知識について普及・啓発を図ります。</p>  | 建設業<br>不動産課 |

## 取組5 消費生活に関する情報の収集と消費者意見の反映

| 番号 | 具体的施策                 | 施策の内容  | 担当課室  |
|----|-----------------------|--|-------|
| 55 | 消費者・事業者懇談会の開催         | <p>県民の関心が高い、又は、県に寄せられる相談が多い消費者問題をテーマとして、消費者、消費者団体、関係事業者団体及び行政機関からなる懇談会を開催し、消費者の意見や要望等を把握するとともに、事業活動に反映されるよう働きかけます。</p> | 県民生活課 |
| 56 | 消費生活モニターの活用           | <p>消費生活モニターに対し、消費生活に関する調査及びアンケートを実施し、幅広く意見・要望等を収集し、今後の施策を進めるうえでの参考とします。</p>  | 県民生活課 |
| 57 | 消費生活審議会への公募委員の登用      | <p>消費者施策に関する重要な事項の調査審議を行う消費生活審議会委員の選任にあたっては、消費者代表として委員を公募することにより、県民の県政への参画を求め、消費者意見の施策への反映に努めます。</p>                   | 県民生活課 |
| 58 | 消費者行政関係部局等における施策等への反映 | <p>消費者からの意向を関係する行政機関、事業者団体等に提供し、施策及び事業活動への反映を検討するよう働きかけます。</p>   | 県民生活課 |

## 取組6 公正かつ持続可能な社会の実現に向けた支援

| 番号 | 具体的施策              | 施策の内容  | 担当課室              |
|----|--------------------|--|-------------------|
| 59 | 消費者市民講座への講師派遣      | 消費者市民社会の概念や持続可能な消費者の実践等について学ぶ「消費者市民講座」の開催を広く県民に働きかけるとともに、講師として消費者市民教育の専門家を派遣することにより、学校、地域等の主体的な取組を支援します。   | 県民生活課             |
| 60 | ユネスコスクールの取組の推進     | 持続可能な開発のための教育(E S D)の推進拠点となるユネスコスクールが地域と協働して行うE S D活動を支援します。<br>また、E S D活動を県内に広げ、各校の活動をより充実したものとするため交流会を実施するなど、ユネスコスクールのネットワークづくりを進め、持続可能な社会づくりを担う人材の育成を図ります。  | 生涯学習課             |
| 61 | 環境学習・環境教育の推進       | 県内の小学校に環境学習副読本を配付するほか、「あいち環境学習プラザ」では環境学習コーディネート業務や実験を交えた体験型の環境学習講座を、「もりの学舎」ではインタープリターによる自然体験型プログラムやもりの学舎キッズクラブなどを実施し、環境面で持続的な社会を支える人材の育成を図ります。   | 環境活動推進課           |
| 62 | エコアクション(環境配慮行動)の推進 | A E L(あえる)ネット(※)施設を拡充するとともに、各施設が連携して環境学習スタンプラリー講座を実施するなど、様々な環境学習の機会を提供します。また、ウェブサイト「エコリンクあいち」を運用することにより、日常生活において気軽に身近な環境配慮行動(エコアクション)が実践できるようサポートします。<br><br>※A E Lネット<br>愛知県環境学習施設等連絡協議会(Aichi Environmental Learning Network)の愛称。県内の環境学習施設等が協力して、地域における環境学習の推進を図るために、平成20年3月に設置。 | 環境政策課<br>環境活動推進課  |
| 63 | グリーン購入の推進          | グリーン購入を推進するため東海三県一市の広域連携で、行政、団体、事業者等が協働し、消費者に対する啓発キャンペーンを実施し、環境に配慮した消費行動を促すことで、環境配慮型商品の普及を促進し、持続可能な社会の構築を図ります。   | 環境活動推進課           |
| 64 | 地球温暖化防止活動の推進       | 市町村や地球温暖化防止活動推進員と連携して、一般向け講演会及び小学校の総合学習の時間を活用し、「ストップ温暖化教室」を開催します。<br>また、市町村や地球温暖化防止活動推進員が、地球温暖化対策をテーマに各種イベントへブースを出展する際には啓発機材等を提供し、自発的な啓発活動を支援します。  | 大気環境課<br>地球温暖化対策室 |

| 番号 | 具体的施策             | 施策の内容   | 担当課室    |
|----|-------------------|---|---------|
| 65 | 水環境保全活動の推進        | 水環境を保全することの大切さや、身近な生活排水対策などを紹介したパンフレットを作成・配布します。また、地域の小・中学生を中心とした「水質パトロール隊」による河川等の水質調査を実施します。   | 水地盤環境課  |
| 66 | ごみ減量化対策の推進        | 「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に定められている「ごみ散乱防止強調週間」(5月30日～6月5日)において、関係団体と連携して、清掃活動や啓発活動を行うなど、地域環境の美化に努めます。<br>また、事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等で構成される「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」に参加し、県民、事業者、行政が一体となり、ごみゼロ社会の形成に向けた啓発等に取り組みます。   | 資源循環推進課 |
| 67 | 「エコ モビリティ ライフ」の推進 | クルマ(自家用車)への過度な依存に起因する地球温暖化や交通事故などの諸問題の解決を図り、持続可能な社会の実現に資するため、クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルである「エコ モビリティ ライフ」(エコモビ)を県民運動として推進し、「エコモビ」の普及啓発やエコ通勤・エコ通学への転換促進、パーク&ライドの普及拡大、公共交通の利用に対する動機付けなどに取り組みます。  | 交通対策課   |
| 68 | 地域における食育の推進       | 食育の実践を推進するため、県内の食育の取組やイベント情報などについて、WEBページ「食育ネットあいち」等を活用して情報提供します。<br>また、食生活の改善、農林水産業の体験や食文化の継承などについての知識や経験を持ち、県内各地域で食育推進活動を自主的に行う食育推進ボランティアを始め、関係団体、学校、市町村などと連携して食育を推進します。  | 食育推進課   |
| 69 | 食生活改善推進員指導者の育成    | 乳幼児から高齢者までを対象に、食生活改善のボランティア活動を行っている食生活改善推進員の資質向上と、地域における食育を始めとした食生活改善活動を推進するため、地域で活動する食生活改善推進員のリーダー的立場にある人に対して、栄養や健康づくりに関する講義や調理実習等の研修会を開催します。  | 健康対策課   |
| 70 | 学校における食育の推進       | 各学校の管理職や食育担当教員を対象とした「学校食育推進者養成講座」、新たに給食主任となった教職員を対象とした「新任小中学校給食主任研修会」、新任の栄養教諭を対象とした「新規採用栄養教諭研修会」を始めとした様々な教職員研修の中で学校における食育に関するカリキュラムを盛り込みます。<br>また、「学校給食研修会」、「学校給食献立コンクール」、「愛知を食べる学校給食の日」、「わが家のアイデア朝ごはんコンテスト」などの学校給食関係の事業の中で、学校における食育を推進します。 | 健康学習課   |

| 番号 | 具体的施策                  | 施策の内容   | 担当課室                |
|----|------------------------|---|---------------------|
| 71 | 国際理解教育の推進              | 国際交流や国際理解への関心を高めるため、(公財)愛知県国際交流協会において、国際理解教育の推進やフェアトレードの普及啓発など、県民が途上国の貧困や環境、平和など地球の課題や解決方法を知り、考え、国際協力活動へのきっかけづくりとなる取組を進めます。 | 社会活動推進課<br>多文化共生推進室 |
| 72 | 県金融広報委員会と連携した金融経済教育の推進 | 地域や学校における金融経済教育を推進するため、愛知県金融広報委員会と連携し、金融広報アドバイザーを研修や講座の講師として派遣します。  | 県民生活課               |
| 73 | 情報モラル教育の推進             | 地域の学校とPTAが協力して携帯電話、スマートフォン、インターネットの適正な利用の呼びかけや、生徒・保護者への啓発を行うなど、学校・家庭・地域が一体となった情報モラル教育を推進します。                                | 高等学校教育課             |

### 目標3 消費生活の安全・安心の確保

#### 取組1 食の安全・安心の確保

##### (1) 食に関する総合的な安全対策の推進

| 番号 | 具体的施策             | 施策の内容  | 担当課室  |
|----|-------------------|--|-------|
| 74 | 生産から消費までの一貫した安全対策 | 「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づき、生産者、加工者、流通・販売者、消費者及び県が協働して、食品の生産から消費までの一貫した安全・安心対策を推進します。 | 生活衛生課 |
| 75 | HACCP導入による食品の安全確保 | 食品製造施設、大量調理施設へのHACCP導入を推進し、食品営業者の自主管理体制を確立することにより、食の安全確保に努めます。                       | 生活衛生課 |
| 76 | GAP手法の導入推進        | 農産物の安全性の確保や農業生産に伴う環境負荷の軽減を図るため、生産工程ごとの管理を適切に行うGAP手法の導入を促進します。                        | 農業経営課 |

##### (2) 監視・指導、検査体制の充実

| 番号 | 具体的施策                     | 施策の内容  | 担当課室  |
|----|---------------------------|--|-------|
| 77 | 愛知県食品衛生監視指導計画に基づく効率的な監視指導 | 食品衛生監視員が食品関係施設の監視・指導を行うとともに、県内の食品製造施設及び販売・流通施設から食品等を収去し、添加物、微生物、環境汚染物質、残留農薬その他の必要な検査を実施することにより、県内に流通する食品の安全性を確保します。    | 生活衛生課 |
| 78 | と畜検査及び牛海綿状脳症(BSE)の検査      | 食肉の安全確保のため、と畜場におけると畜検査及び衛生保持のための監視・指導を行い、48か月齢超の牛については牛海綿状脳症(BSE)検査を実施し、安全な食肉を供給します。                                   | 生活衛生課 |
| 79 | 家畜の飼養衛生管理指導及び家畜疾病の監視      | 畜産物の安全の確保を図るため、生産者に対して家畜の飼養衛生管理指導を行うとともに、生産者段階における死亡牛のBSE検査、高病原性鳥インフルエンザ検査等、家畜疾病の継続的な監視を行います。                          | 畜産課   |
| 80 | 飼料及び飼料添加物等適正使用の指導         | 畜産物の安全の確保を図るため、飼料製造業者等に対する立入検査等を行うとともに、生産者に対して飼料の適正使用等について指導を行い、飼料の製造段階や使用段階での適正利用について監視指導します。                         | 畜産課   |
| 81 | 魚類防疫対策の推進・指導              | 県内の養殖業者に対して、安全・安心な養殖魚を供給するため、医薬品医療機器等法の遵守、水産用医薬品の適正使用、伝染性疾病対策等についての会議及び巡回指導等を実施します。<br>また、医薬品に頼らない養殖衛生管理技術の普及・啓発を図ります。 | 水産課   |
| 82 | 貝毒の監視対策                   | 安全な貝類を出荷するため、二枚貝の流通時期、貝毒プランクトン発生時期等を考慮し、公定法による貝毒検査を実施します。貝毒発生時には、漁業者や業界団体に対して、出荷自主規制等を指導します。                           | 水産課   |



### (3) 食品表示の適正化等

| 番号 | 具体的施策              | 施策の内容  | 担当課室                                      |
|----|--------------------|--|---|
| 83 | 消費生活モニターによる情報収集    | 消費生活モニターから随時、不適正な食品表示などの情報を受け付け、必要な情報は関係部局へ提供するなど、表示の適正化を推進します。  | 県民生活課                                     |
| 84 | 表示に係る関係機関との協力体制の強化 | 景品表示法、食品表示法、J A S法、食品衛生法、健康増進法、医薬品医療機器等法などの表示関係法規を所管する国の機関や本県の所管部局と連携を図り、情報交換や合同調査を実施して、不適正な表示を行う事業者に対する指導を行います。 | 県民生活課<br>生活衛生課<br>健康対策課<br>医薬安全課<br>食育推進課 |
| 85 | 表示状況の点検指導          | 小売店舗や食品製造業者における品質に関する表示状況の調査(遵守状況調査)や食品表示110番等により提供された情報に基づく調査等を行い、不適正な表示が確認された場合は、必要な指導を行います。                   | 食育推進課                                     |
| 86 | 表示制度の普及・啓発         | 平成27年4月に施行される食品表示法について、県内の農業者団体や生産者向けに説明会を実施します。   | 食育推進課                                     |

### 取組2 商品・サービスの安全確保

| 番号 | 具体的施策                | 施策の内容   | 担当課室           |
|----|----------------------|---|----------------|
| 87 | 液化石油ガス販売事業者に対する指導・検査 | 液化石油ガスの販売事業者が消費者の安全確保のために取り組むべき課題等について、「液化石油ガス保安対策指針」として定め、販売事業者に対し保安講習会等の機会をとらえ周知徹底します。<br>また、販売事業者に対し立入検査を実施し、指針に定めた課題等の実施状況や法令違反の有無について確認し、法令違反があった場合は速やかな改善を求めるとともに、違反内容等を考慮し厳正に対処していきます。 | 消防保安課<br>産業保安室 |
| 88 | 電気用品販売店に対する立入検査・指導   | 電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品販売店に対して法律に基づき立入検査を実施し、法定基準に適合した製品に表示される「P S Eマーク」等の適正表示について確認します。違反が認められた場合は、当該製品の陳列、販売を直ちに停止させ、改善指導を行います。  | 消防保安課<br>産業保安室 |
| 89 | 家庭用品に関する衛生監視・指導      | ホルムアルデヒドを始めとする有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、小売店等へ監視指導及び試買検査を行います。   | 生活衛生課          |

| 番号 | 具体的施策                          | 施策の内容   | 担当課室        |
|----|--------------------------------|---|-------------|
| 90 | 環境衛生施設(理容、美容、クリーニング等)に対する監視・指導 | 理容所等の不適切な管理を原因とする健康被害の発生を未然に防止するため、環境衛生監視員が施設の衛生水準について監視・指導を行います。   | 生活衛生課       |
| 91 | 医薬品等取扱者に対する監視・指導               | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)の消費生活の安全・安心の確保のためには、製造及び流通の各段階において、品質、有効性、安全性が確保される必要があるため、医薬品等取扱者に対し計画的な監視・指導を行います。   | 医薬安全課       |
| 92 | 毒物劇物営業者等に対する監視・指導              | 毒物劇物営業者等の製造所等に対し計画的な立入検査を実施します。<br>届出等を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、毎年度対象事業者を選定し、防災対策調査を実施し、毒物劇物の適正な管理等について指導等を行います。   | 医薬安全課       |
| 93 | 貸金業登録業者に対する指導                  | 貸金業利用者の利益保護を図るため、愛知県知事の登録を受けた全貸金業登録業者に対し、毎年度立入検査を実施し、適切な指導・監督を行います。   | 中小企業金融課     |
| 94 | 前払式特定取引事業者に対する指導・検査            | 消費者の利益保護を図るため、適正な業務運営について前払式特定取引業者(冠婚葬祭互助会及び友の会)に対し、立入検査を実施するとともに、必要に応じて指導を行います。  | 商業流通課       |
| 95 | 消費生活用製品の安全確保                   | 消費者に危害を及ぼす恐れのある消費生活用製品の流通を防ぎ、消費者被害を防止するため、特定製品の販売業者及び特定保守製品取引事業者に対し、立入検査を実施するとともに、必要に応じて指導を行います。  | 商業流通課       |
| 96 | 旅行業者等に対する指導                    | 旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るためには、業務の適正な運営を確保することが必要であるため、旅行業務等を営む者に対し、立入検査を実施します。   | 観光振興課       |
| 97 | 宅地建物取引業者に対する指導                 | 一般消費者である購入者と宅地建物取引業者との取引に関して、紛争等の相談(申立て)があったときは、業者に対して事情聴取をし、宅地建物取引業法違反事実の把握に努めるとともに必要な指導を行い、間接的に紛争の解決にあたります。<br>また、紛争を未然に防ぎ、業務の適正な運営を図るため、過去に紛争に関連した業者等への立入検査を実施します。 | 建設業<br>不動産課 |
| 98 | 建築士事務所に対する立入指導                 | 建築設計及び工事監理の適正化を図るため、建築士事務所に対して、立入指導を行います。   | 建築指導課       |

| 番号  | 具体的施策                 | 施策の内容   | 担当課室    |
|-----|-----------------------|---|---------|
| 99  | 建築開発等指導員の協力による違反建築の防止 | 建築開発等指導員設置要綱に基づき、都市計画区域のうち45市町について、市町等による候補者の推薦をもとに建築開発等指導員を委嘱し、その協力のもと、違反建築、違反宅地開発を防止するための活動を行います。                     | 建築指導課   |
| 100 | 携帯電話販売事業者等に対する調査・指導   | 携帯電話販売店等に対する立入調査を実施し、青少年が使用する携帯電話・スマートフォンの契約窓口において、県青少年保護育成条例に基づくフィルタリング利用の促進に向けた適切な説明等がなされているかを調査するとともに、必要に応じて指導を行います。 | 社会活動推進課 |

### 取組3 消費者事故等の未然防止対策の推進

| 番号  | 具体的施策               | 施策の内容  | 担当課室           |
|-----|---------------------|--|----------------|
| 101 | 消費者事故情報の収集・報告       | 消費者事故等連絡会議(庁内)、消費者行政連絡協議会(市町村)を活用し、消費者事故等の情報収集に努め、消費者庁へ速やかに通知するとともに、これらの情報について、関係行政機関内での共有化を図ります。  | 県民生活課          |
| 102 | 消費者への速やかな情報提供       | 国等から提供される消費者事故等の情報、リコール製品に関する情報などについて、ホームページ「あいち暮らしWEB」を活用し、速やかに県民への周知を行います。<br>また、緊急性が高く注意喚起の必要な事案については、SNS、メールマガジン等を活用して積極的に情報発信を図ります。 | 県民生活課          |
| 103 | 苦情処理テスト結果の情報発信      | 県の商品テスト室において実施した主な苦情処理テストの結果について、ホームページ「あいち暮らしWEB」を活用して情報発信します。  | 県民生活課          |
| 104 | 消費者向け事故防止チラシの作成・配布  | 消費者が暖房器具等を使用する際の注意事項を盛り込んだチラシを作成し、液化石油ガス販売事業者を通じ消費者に配布します。   | 消防保安課<br>産業保安室 |
| 105 | 消費者安全法による立入調査権限等の受任 | 消費者安全法で定められた生命・身体事案及び財産事案にかかる報告徴収・立入調査権限を国から受任し、消費者被害の発生・拡大防止のため、法律に基づき必要な調査等を行います。  | 県民生活課          |

#### 取組4 規格・計量・表示の適正化

| 番号  | 具体的施策              | 施策の内容   | 担当課室  |
|-----|--------------------|---|-------|
| 106 | 消費生活モニターによる情報収集    | 消費生活モニターから随時、不適正な表示などの情報を収集し、必要な情報は関係部局へ提供するなど、規格・計量・表示の適正化を推進します。                  | 県民生活課 |
| 107 | 計量法による指導・立入検査      | 不正確な計量を防止し、計量の一層の適正化を図るため、計量法に基づく各種事業登録の受理、定期検査及び商品量目等の立入検査を実施するとともに、計量に関する指導を行います。 | 商業流通課 |
| 108 | 家庭用品の品質に関する適正表示の確保 | 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、販売事業者に対し家庭用品品質表示法に基づく立入検査を実施し、必要に応じて指導を行います。                 | 商業流通課 |

#### 取組5 生活関連物資の安定供給

| 番号  | 具体的施策                    | 施策の内容   | 担当課室  |
|-----|--------------------------|---|-------|
| 109 | 消費生活モニターによる価格・需給動向の観察・通報 | 消費生活モニターに生活必需品等の価格や品揃えなどについて観察を依頼し、大幅な価格変動や極端な品不足がみられた場合は通報を受けます。                   | 県民生活課 |
| 110 | 価格動向及び需給状況の調査            | 物価が異常に高騰した場合などには、生活必需品等についての価格動向や需給状況調査を実施し、県の関係部局と連携して所要の対策を講じるとともに、消費者へ情報提供を行います。 | 県民生活課 |

# あいち消費者安心プラン 2019

－ 第二次愛知県消費者行政推進計画 －

---

平成27年7月発行

愛知県県民生活部県民生活課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6163

FAX 052-972-6001

---

